

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

第一 人気投票の経過又は結果の公表の解禁

何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならないこととする規定を削ること。

(第三百三十八条の三関係)

第二 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。(附則第一項関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。